

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、急速に進行する少子高齢化や核家族化などの社会構造の変化やストレスにより、個人の価値観やライフスタイルが多様化する中で、かつては当たり前であった地域住民相互のつながりの希薄化や、一人暮らしで相談・話し相手のいない高齢者、障がいがあり生活の自立や社会参加のために支援を必要とする人、子育てや家族の介護で悩んでいる人など、何らかの手助けを必要としている人たちが増えています。

その一方で、客観的に、誰がどのような手助けや支援を必要としているのかを把握することが困難になってきている状況もあります。

このような中で、村民一人ひとりの福祉に関するニーズが多様化してきており、子どもから高齢者まで、年齢や障がいの有無、性別などの違いにかかわらず、誰もが住み慣れた地域で、その人らしく、健康で、安心して自立した生活を送るためには、地域における支え合いや助け合いの力を高めていくことが一層求められています。

地域福祉の推進は、村民をはじめとして、地域で活動する団体等や行政がそれぞれの役割を果たしながら、協働することによりはじめて可能となります。

その役割として「村民一人ひとりの主体的な活動（自助）」「隣近所の助け合いやボランティア活動等による村民同士の支え合い（共助）」「行政の責任による公的支援（公助）」により日常生活の課題を解決していこうとする取り組みが必要です。

野田村社会福祉協議会では、野田村の地域福祉を推進していくため、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、行政等の関係機関・団体と連携して、これまで福祉活動を展開してきました。

「野田村地域福祉活動計画」は、野田村が平成28年3月に「野田村地域福祉計画」を策定したことに伴い、共通の地域課題や福祉ニーズの内容を分析し、村民や地域、団体、行政等と連携を図りながら、様々な福祉活動を展開するために策定するものです。

2 計画の位置づけ

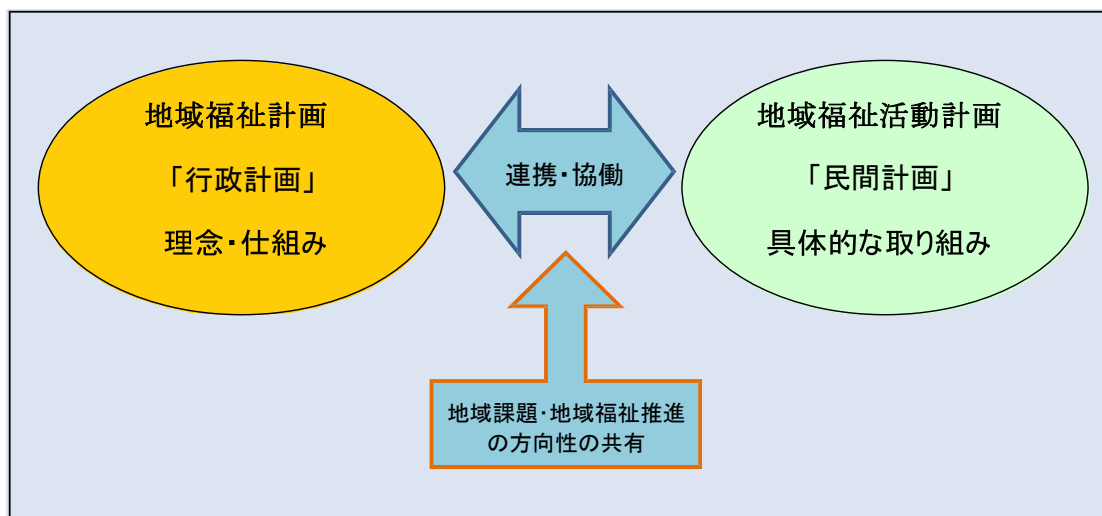
社会福祉法第 107 条では、地域福祉を積極的に進めていくため、市町村が「地域福祉計画」を策定することが定められており、野田村では平成 28 年 3 月に「野田村地域福祉計画」を策定しています。

地域福祉計画は地域福祉推進の方針を示した行政計画であり、「地域福祉活動計画」は野田村社会福祉協議会が策定する福祉活動を実行するための行動計画です。

野田村と野田村社会福祉協議会は、連携・協働して地域の課題を把握し、解決していかなければならず、二つの計画の整合性を図ることが重要です。計画としては別々なものです。野田村における地域福祉を推進するという目的は同じです。

これら二つの計画を、共通の目的に向かって融合させながら、野田村における地域福祉を進めていくことができるよう、野田村と野田村社会福祉協議会が互いに連携して計画を策定しています。

● 地域福祉計画、地域福祉活動計画の関係図



3 計画の期間

本計画は、平成 29 年度を初年度とし、平成 33 年度を最終年度とする 5 年間の計画です。

ただし、計画の実施状況や社会情勢の変化、住民を取り巻く状況の変化などに対応するため、計画期間中であっても、必要に応じて見直しを行います。

●計画期間

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度	平成 37 年度	平成 38 年度
野田村地域福祉計画										
計画策定	野田村地域福祉活動計画									
					見直し	(仮)野田村地域福祉活動計画 (第2期)				

4 計画の策定体制

(1) 野田村地域福祉活動計画策定委員会

この計画の策定に当たっては、住民参加により計画を策定する場として、地域の代表者、福祉関係者、保健医療関係者、行政機関関係者などの委員からなる「野田村地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、審議・検討を行いました。

(2) アンケート調査の実施

本計画の策定に先立ち、住民の福祉に関する意識や現状の生活課題を検証し、計画策定の基礎資料とするために、平成 27 年度にアンケート調査を実施しました。

